

令和5年11月15日

関係医療機関の長 様

広島県健康福祉局新型コロナウイルス感染症対策担当課長
(〒730-8511 広島市中区基町 10-52)

令和5年度広島県新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業補助金（医療分）
設備整備事業（外来対応医療機関の初度設備等）の実施について（通知）

このことについて、次のとおり補助事業を実施します。
については、補助を希望する場合は、期日までに必要書類を提出してください。

1 実施事業

外来対応医療機関確保事業

2 補助対象医療機関

令和5年3月10日以降、新たに外来対応医療機関（令和5年5月7日以前は診療・検査医療機関）として県の指定を受け、少なくとも令和5年度中は外来対応医療機関の対応を行う医療機関で、令和5年度上期（令和5年4月から9月末まで）に当該事業の補助を受けていない医療機関。（当該補助金の交付後、令和5年度中に外来対応医療機関の対応を取りやめた場合は、当該補助金を返還していただきます。）

3 補助対象設備等

外来対応医療機関（令和5年5月7日までは診療・検査医療機関）の新設に必要な初度設備等

（具体的な対象経費の例）

- ・患者案内のための看板の設置料
- ・ホームページ上に外来対応医療機関であることを明記するための改修費
- ・換気設備設置のための軽微な改修等の修繕費
- ・医療機器（パルスオキシメーター等）の購入費
- ・非接触サーモグラフィカメラ（検温・消毒機能付き等）の購入費

※ 詳細は、別紙「令和5年度 外来対応医療機関確保事業の申請に係る留意事項について」に記載していますので、必ず御確認ください。

4 提出書類

- (1) 様式第1号交付申請書
- (2) 様式第1号別紙（1）経費所要額調
- (3) 様式第1号別紙（2）実施計画書
- (4) 見積書、カタログの写し等、積算の参考となる資料
- (5) 設備整備計画書

※ 申請様式は、県ホームページの次のサイトからダウンロードができます。

「令和5年度広島県緊急包括支援事業補助金（医療分）について」

URL <https://www.pref.hiroshima.lg.jp/soshiki/269/corona-houkatsusien.html>

5 提出期限等

令和5年12月8日（金）【必着】 郵送で提出すること

宛先 〒730-8511 広島市中区基町 10-52

6 留意事項

- (1) 令和5年3月10日以降、外来対応医療機関（5月7日までは診療・検査医療機関）の新設に必要となる初度設備等で、令和5年10月1日から令和6年3月31日までに医療機関に整備されるものが対象です。
- (2) 申請前に、別紙「令和5年度 外来対応医療機関確保事業申請に当たっての留意事項等について」を必ず御確認ください。
- (3) 各医療機関からの申請状況によって、補助額を調整する場合があります。
- (4) 申請内容を審査した後、令和5年12月下旬を目途に、県から交付決定通知書を送付します。令和6年1月中旬になっても通知書が届かない場合は、お問い合わせください。

担当 企画グループ
電話 082-513-2846
(担当者 山本、中田)